

蓮田白岡衛生組合物品購入契約約款

(総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、契約書及び仕様書記載の物品購入契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、これを履行しなければならない。

(物品の納入)

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。

(検査)

第3条 甲は、物品の納入を受けたときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

2 前項の検査は、物品納入場所において行う。

3 甲は、検査の結果、内容の全部又は一部が契約に違反し、又は不当であるときは、乙に対して他品との交換を求めることができる。この場合における一切の損害は乙が負担する。

4 前項の甲の求めに乙が応じないとき、及び交換品がなお契約に違反し又は不当であるときは、甲は契約を解除することができる。

(担保責任)

第4条 納入した物品に欠陥があるときは、乙はその担保の責任を負うものとする。

(購入代金の支払)

第5条 甲は、前条の検査を終了した後、乙から適法な支払請求を受理したときは、その日から40日以内に契約金を支払わなければならない。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

(1) 所定期日までに物品を完納しないとき、又は完納する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第3条第3項の規定による不合格物品の引換えを行わないとき。

(3) 甲の行う検査に際し、係員の指示に従わず、又は職務の執行を妨げ、若しくは不正の行為をしたとき。

(4) 第9条の規定に違反したとき。

(5) 前各号のほか、契約書及びこの約款に違反したとき。

2 乙は、前項の規定により契約が解除された場合において、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約物品の納入が完了した場合も、同様とする。

3 前項の規定による解除の結果乙に生じた損害については、甲は賠償の責を負わない。

(履行遅延の場合の違約金)

第7条 乙の責に帰すべき理由により納入期間内に納入を完了することができない場合において、納入期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると甲が認めたときは、甲は、乙に違約金を科して納入期限を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額から納入済み物品に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法で定める率」という。）で計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。

3 甲の責に帰する事由により、第5条の規定による契約金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法で定める率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、甲の承諾を得ないで、この契約上の権利を他人に譲り渡し、若しくは担保に供し、又はこの契約上の義務を他人に引受けさせてはならない。

(履行の延期)

第9条 乙は、天災、その他やむを得ない理由により、この契約上の義務を履行期間までに履行できないとみとめられる場合は、速やかに、その理由、履行の予定日時等を書面で甲に申し出なければならない。

(協議)

第10条 甲及び乙が本契約を実施するために、必要な細部の事項並びに本契約履行につき、意見の相違を生じたとき、及びこの約款に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上決定する。

「改正」平成15年5月19日

平成19年4月1日

平成21年12月10日

平成26年9月1日

平成30年10月23日